

六五七圓二一錢を賦課したのに對し、Kから異議を申立て、市參事會では申立相立たざる旨決定したが、Kは東京府知事に訴願し、府知事は其の賦課處分を違法としてこれを取消す旨の裁決を與へたので、これに對し八王子市長から行政裁判所に出訴した。府知事がこれを違法なりとする理由は、(イ)Kは東京市に住所を有し、八王子と神奈川縣K村とに居所を有するものであるから、八王子市で戸數割を課するには同市に於いて生ずる所得のみを標準とすべきものである(ロ)資力算定の標準としての資産状況の定め方が違法であるとするに在つたが、市はこれに對し(イ)Kの住所は八王子市に在る(ロ)資産状況の定め方は違法ではないと主張した。行政裁判所は第二の點には觸れず、第一の點のみに付いて、府知事の認定の如くKが東京市に住所を有し、八王子市には唯一戸を構へて三ヶ月以上滞在して居るに過ぎないものと認定し、隨つて大正一五年勅令三三九號地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第二三條に依り、同市以外に於いて生ずる所得を標準と爲すを得ないものである。然るにK村に於ける山林所得を其の所得及び資産状況に算入して居るのはそれだけでも違法であると爲し、其の他の點には論及することなく、原裁決を是認し、原告の請求を棄却した。

(評釋) (一)判決は本件Kが東京市の住民であることを認めながら、同時に三月以上八王子市に滞在する者なることを認めて居るのであるが、何故に三月以上同市に滞在する者と認められたか、其の理由を解し難い。判決の認定した事實に依ると、Kは妻子と共に東京市牛込區の邸宅に居住し、毎日省線電車で八王子市の株式会社K商店の本店に通勤してゐる者で、同市にも邸宅を構へ女中一人番頭二三人を置いてゐるが、其處には年に二三回會社の事務が多忙であるときに宿泊することが有る位に過ぎないといふのである。此の事實を基礎として謂へば、八王子市には職務の爲めに通勤するだけで、滞在するものと謂ひ得ないことは明瞭である。『滞在』と謂へば、間斷なく現在することは必要でないにしても少くとも常時の状態としては、繼續して宿泊するものたることを要する。最初から宿泊の意思も事實もなく、唯會社の事務を見る爲めに會社に通勤するのは、滞在するものではあり得ない。官吏が毎日役所に通勤して居ても役所に滞在す

るものと謂ひ得ないことは明瞭である。行政裁判所の判例は從來常に住所又は三月以上の滞在あることを戸數割賦課の要件と爲し、假令一戸を構へて居ても、居住又は三月以上滞在して居る者でなければ、戸數割を課し得ないものとして居る。若し此の判例を固守するならば、本件に於いて八王子市はKに對し全然戸數割を課し得ないものと断定せねばならぬ。併しKが八王子市にも一戸を構へ同市を以て營業上の活動の主たる根據地としてゐる以上、同市に於いて全然戸數割を課することを得ないものとするのは、如何にも事理に適しないものであり、K自身同市に於いて相當の戸數割を負擔することを正當として承認し、唯其の金額を争つて居るに過ぎないのであるから、其の戸數割賦課を理由づける爲めに、強ひてこれを三月以上滞在するものと看做したのであらう。それは即ち從來の判例の如く住所又は三月以上の滞在有ることを戸數割賦課の要件とすることが如何に不合理であるかを自ら承認したものと謂はねばならぬ。

(二)八王子市に於いてKに戸數割を賦課し得るものとして、其の資力算定の標準としては唯同市に於ける所得及び同市に於いて有する資産の状況に止まらねばならぬことは勿論であるが、判決には唯山林所得を算入し得ないことを擧げて居るのみで、所得額たる俸給、賞與、手當、株式配當金が同市に於ける所得であるや否やに付き何等の判断を與へず、又府縣知事の裁決の主たる理由となつた資産状況算定方の違法性にも毫も論及する所なく、此等の點に付き全然問題を未解決のままに存し、更に紛争を後日に遺して居るのは遺憾である。凡て課税處分を違法なりとする訴に於いてこれを違法なりとする理由が數點に互つて居る場合には、裁判所は其の總ての點を審理し、何が正しい課税處分であるかを確定すべき義務あるもので、單に其の或る一點のみを捉へこれを理由として課税處分を取消すのみを以つて満足するのは判決として正しい態度ではないと思ふ。

○一ノ村ニ住所ヲ有シ他ノ村ニ三月以上滞在ノ事實アル者ニ對シ住所地村ニ於テ戸數割ヲ賦課スルニ當リ其ノ課税標準タル所得並資産状況中ニ其ノ者ノ滞在地ニ於ケル所得並資産ノ狀況ヲ算入シタルハ違法ナリ



(二〇、一〇、八、行)。

宮崎縣のA村に住所を有し、同村所在の不動産から生ずる収入を以つて生活して居たXが、本籍地をB村に移し、自分は同所に移住したが、妻子は尙A村に居住し、自分も屢々A村に往來して居る。本件はA村でXに對して戸數割を賦課したのを違法として出訴した事件であるが、行政裁判所は證據調の結果、Xは尙A村に住所を有し、B村には唯三ヶ月以上滞在して居るものなることを認定し、隨つてA村に於いてXに對して戸數割を賦課するのは適法であるが、唯B村に於いても同じくこれを賦課し得るのであるから、A村で戸數割を賦課するには、B村に於ける所得を戸數割の課税標準たる所得に算入することを得ず、又B村に於ける資産を其の課税標準たる資産状況に算入するを得ないものであるに拘らず、A村で賦課した戸數割はB村に於ける所得及び資産をも課税標準に算入したものであるから、其の賦課は此の點に於いて違法であるとして、これを取消す旨判定した。

(評釋) A村に住所を有し、B村にも三ヶ月以上滞在し、兩地に構戸の事實あることが認定せられた以上、判旨勿論當然である。

○町内ニ三月以上滞在シ獨立ノ生計ヲ營メル者ニ對シ同町ニ於テ生ズル所得ヲ標準トシテ戸數割ヲ賦課シタルハ正當ナリ(二〇、一一、七、行)。

A村に住所を有し、約七里を距てたB町の會社に支配人として通勤して一年約一〇二〇圓の報酬を受け、同社内の宿直室に毎週二三回宿泊し、同町の旅館から辨當を取つて食事を辨して居るXに對し、B町に於いて其の所得額を六一二圓と算定し、これを資力標準として戸數割を賦課した。Xはこれに對し、自分は三月以上B町に滞在するものではないから戸數割を課せらるべきものではないとして出訴したが、行政裁判所は原告は同町に於いて三月以上の滞在あり且獨立の生計を營みつゝある者と認むるを相當とすと曰ひ、原告の請求を棄却した。

(評釋) (一)一週に二三回宿直するからと謂つて、其處に滞在するものと謂ひ得るや否やは疑はしい。滞在といふ觀念は繼續的に其處を居所とすることの意思と事實とを要素とするもので、時々宿直の爲めに一泊するとしても、繼續的な滞在とは謂ひ得ないと思ふ。(二)會社から受くる給料其の他の報酬を以つて會社所在地の町村に於ける所得と謂ひ得るや否やも疑はしい。給料のやうな人的な勤務所得は屬地的なものではなく、特定の町村に於ける所得とは謂ひ得ない。寧ろ地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第二三條第一項末文に「其ノ所得ニシテ分別シ難キモノアルトキハ關係市町村ニ平分ス」とあるに該當するものと解すべきであらう。

○本宅ノ外他村ニ營業所ヲ設ケテ時々出張スルコトアルモ毎月二三回ニ止マリ即日歸宅スルカ又ハ一泊若クハ稀ニ二泊スルコトアルノミ其ノ滞在日數一年ヲ通ジテ四十日前後ニ止マル者ハ三月以上其ノ村ニ滞在中スルモノト謂フヲ得ザルヲ以テ之ニ對シ其ノ村ニ於テ戸數割ヲ賦課シタルハ違法ナリ(二〇、一二、二八、行)。

A村に住所を有し其處を營業の本據として木炭を販賣して居るXが、B村の自己所有の家屋に出張所を設け、店員が其處に居住し、自分は時々出張して業務を處理して居るのに對し、B村で戸數割を賦課したのに對する不服の訴で、争點は専らXが三月以上B村に滞在する者であるや否やに在つたが、行政裁判所は三月以上滞在する者に非ずと爲し、これに對する戸數割の賦課を違法と判定した。

(評釋) 三月以上滞在する者でないとして居るのは正當であるが、斯ういふ營業所を設けて營業を爲して居る者に對し戸數割を賦課し得ないとは、戸數割の性質に反すること明瞭であらう。

### 二七〇 戸數割課税標準としての非營業貸金利息

○地方税ニ關スル法律施行規則第二十條第一項第一號ニ規定スル營業ニ非ザル貸金利息ノ前年中ノ收入金額トハ前年中即チ戸數割ノ賦課期日ノ屬スル年ノ前年ノ一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル迄ノ間ニ於テ



現實ニ支拂ヲ受ケタル金額又ハ辨濟期到來シ且確實ニ其ノ支拂ヲ受ケ得ルモノト認メラルル金額ヲ指稱スルモノナリ(一〇、四、三〇、行)。

(評釋) 地方税ニ關スル法律施行規則第二〇條第一項に、戸數割納稅義務者の資力算定の標準たる所得額の計算につき、其の第一號に「營業ニ非サル貸金ノ利子ハ前年中ノ收入金額」とある。此の規定の文字通りの意義から謂へば、前年中に現に收入の有つた金額を指すものと解せねばならぬことは當然であるが、現に支拂を受けたか否かはこれを立證することが困難である爲めに、昭和八年以來の行政裁判所の判例は前年中に現に支拂を受けたものの外、前年中に辨濟期が到來したもので、將來確實に其の支拂を受け得るものと認められ得るものは、其の辨濟期に於いて收入の有つたものとして計算すべきものとして居る(八年一八六頁九一六〇頁)。本件もこれと趣意を同じうするもので、反對の立證の無い限り貸金利子は其の辨濟期に於て支拂はれたものと推定せられるといふ意味に於ては、判旨肯背し得られることは、嘗て述べた如くである。併し將來に於て支拂を受くべきことが豫想せられるとしても、前年中には支拂はれなかつたことが立證せられるならば、これを前年中の收入金額に算入することは、法律の明文上違法と認めねばならぬ。「收入金額」と謂へば現に收入した金額を意味し、將來收入すべき金額をも含むものとは解し得ない。

### 二七一 資産状況に依る資力算定の違法性

○戸數割納稅義務者ノ資産状況ニ依ル資力ヲ算定スルニ當リ何等ノ具體的標準ニ依ラズ漫然狀況斟酌トシテ一部ノ者ニ對シテハ資産價額ヲ増額シ他ノ者ニ對シテハ之ヲ減額スルガ如キハ違法ニシテ之ニ基キ算定セラレタル賦課額ハ資産價額ヲ増額シタル者ニ對シテハ不當ニ過重ト爲ルモノト認ムルヲ相當トス(一〇、三、九、行)。

富山縣のN村に於ける昭和四年度の戸數割第一期分の賦課に對し、村民十八名からこれを違法として出訴した事件で

あるが、其の理由とする所は、専ら資産状況に依る資力の算定が具體的の材料に依らず極めて不公平なものであるといふに在つた。行政裁判所は、證據に付いて審査した結果、同村に於ける資産状況の調査方法が、一旦所有不動産の評價總額として資産價額を算定した上、之を『狀況斟酌』と稱して何等の具體的標準もなく、或は増額したのものも有り或は減額したのものも有り、或は又其の全部を控除して全然資産状況に依る資力なきものとして居るものも有り、最後のものだけでも其の合算額約十三萬圓に達して居ることを認定し、殊に村長自身其の他の或る者に對しては、甚しく之を減額して居るに拘らず、原告等の中十六名に對しては却つて之を増額して居り、而もそれに付いては何等正當な理由を證明し得ないものと爲し、結局資産價額よりも増額して資産状況に依る資力を判定した原告等十六名に對しては、其の戸數割賦課は違法であると爲し、之を取消すべきものと判定したが、原告中の他の二名は資産價額よりも減額して資力を算定してあるのであるから、之を過當と認むべき證據は無いと爲し、二人に對してのみは其の請求を棄却した。

(評釋) 戸數割の課税標準としての資産状況に依る資力の算定の違法であることを主張する爲めには、其の主張者の側に於いて其の違法なることを證明すべき積極的の證據を擧ぐる必要であり、單に消極的に其の適法なることを證明すべき具體的の材料が無いといふだけでは、其の違法性を推定するには不十分である。反對の證明の無い限りは町村會の議決を以つて一應は適法なものと推測するのが當然であると思はれる。唯本件に於いて其の算定方法として取つて居る所を見ると、先づ具體的の材料に就いて各納稅者の資産價額を算定しながら、それを以つて其の儘資産状況に依る資力算定の標準と爲さず、『狀況斟酌』と稱して、或る者には増額し、或る者には減額し、或る者には其の全部を削除して居り、しかもそれに付き何等の正當の理由を擧示し得ないのであつて、さういふ恣意的な算定方法を以つては、初めに算出せられた資産價額よりも一層増額して資産状況に依る資力を算定せられた者に對しては、其の課税が違法に重いものであると推定するのが當然であり、隨つて判旨正當であると信ずる。



○福島縣白河町特別税戸數割納税義務者ニ對スル資産ノ狀況ニ依ル資力算定方法第四條ノ所謂「同戶籍現在家族」中ニハ納税義務者ト戶籍及住所ヲ同ジウシ從來之ト同居シタル者ニシテ單ニ修學ノ便宜上學校ノ寄宿舎ニ起臥スルニ止マル者ヲ包含スルモノト解スルヲ相當トス。

負債ヲ資産額中ヨリ控除セザルハ右資力算定方法第六條ニ反シ違法ナリ(一〇、一二、二八、行)。

福島縣白河町には戸數割に付き「資産狀況ニ依ル資力算定方法」といふ内規が有つて、それには資産狀況に依る資力の算定に付き、第三條には純勤勞所得者に非ざる者の預金、貯金及無記名債券は事實の調査困難であるから、總所得額を同戶籍内現在家族人員で除し、一人當り所得額が年二五〇圓以上のもに對し一定の割合に依る金額を増加資産として割當てること、第四條へ號には、純勤勞所得者の資産は其の總所得額を同戶籍現在家族數で除し、一人當りの金額を求め、これに對する一定の割合の金額を家財家具預金貯金等を總括したるものと看做し、資産價格を評定するものと定めて居る。本件原告は區裁判所の書記で總所得年額八八四圓であるが、町では其の資産價格の評定に付き、家族三人であるのを其の中一人は第二高等學校の寄宿舎に入舎して居る爲めにこれを除いて家族二人と爲し、八八四圓を二分し一人當り所得額四四二圓に對する資産定額一三〇圓の二倍即ち二六〇圓に第三條に依る増加資産額八八圓を加へたもの合計三四八圓を以つて資産價格と爲し、これを標準として資産狀況に依る賦課額を算定した。原告はこれを違法なりとし其の理由として(イ)原告の家族は三人であり、學校の寄宿舎に入舎して居るからと謂つてこれを除外すべきではない。随つて其の資産價格は總所得額八八四圓を三分した二九四圓に對する一人當り資産の定額五六圓の三倍即ち一六八圓であるべきを、一人を除き家族二人として計算し、二六〇圓としたのは違法である。(ロ)そののみならず、それに尙増加資産額八八圓を加へて居るのであるが、それは明に重複である。第四條に依る算定は既に貯金預金をも包含して居るので、これに更に第三條に依る増加資産を加ふべきものではない。(ハ)原告は子の學資金として會津育英會から一二六

圓の貸付を受けて居り、此の負債額は資産額から控除せねばならぬのに、之を控除しないのは違法であると主張した。行政裁判所は凡て此等原告の主張を容認し、(イ)學校の寄宿舎に入舎して居ても同戶籍現在家族たるを失はない。(ロ)増加資産額を計上したのは重複である。(ハ)負債を控除しないのは違法であると曰ひ、結局原告の資産價格を三四八圓と算定したのを、四二圓(家族三人を基礎として算出した資産價格一六八圓から負債額一二六圓を控除した額)に改定すべきものであると爲し、該戸數割の賦課を違法と判定した。

(評釋) 判旨三點とも正當と思ふ。

### 二七二 戸數割の課税標準としての所得額特別控除の要件

○新潟縣白根町特別税戸數割條例第八條ニハ地方税ニ關スル法律第二十四條ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントスル者ハ該當者氏名、申告者トノ續柄、生年月日及不具癱疾ノ狀況ヲ記載シタル申請書ヲ町長ニ提出スベキ旨規定セルヲ以テ右條例ニ依ル控除ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要スルモノト解スルヲ相當トス。

右ノ規定ニ違反シテ書面ヲ以テ申請ヲ爲サザル者ニ對シ其ノ控除ヲ爲シタルトキハ他ノ納税義務者ニ對スル戸數割ノ賦課ハ過重トナリタルモノトス(一〇、一二、二八、行)。

(參照) 地方税ニ關スル法律施行規則第二四條 第二十條乃至前條ノ規定ニ依リ算定シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納税義務者及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齢十四歳未滿者ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者アルトキハ納税義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス(左記略)

新潟縣白根町では、戸數割の課税標準として所得金額を算定するに當り、毎年役場から所得申告と控除申請とを兼ねた用紙を各戸に配付する外に、役場吏員が各戸に就き控除該當者を調査し、未だ申請書を提出しない者には其の趣旨を



説明し、口頭で申請を爲さしめ、これを賦課原簿に記録し、それに基づいて處理して居た。これに對して戸數割の賦課を受けた某々等八人から、此の如き所得額の控除は違法であり、これが爲めに他の者に對する戸數割の賦課が過重となつたとして、異議の申立を爲し、町會では排斥せられたが、縣參事會に訴願し、縣參事會では其の主張を理由ありとし、右戸數割の賦課を取消す旨の裁決を與へた。町長からこれに不服ありとして行政訴訟を提起したが、行政裁判所でも縣參事會の裁決を是認し、訴を棄却した。

(評釋) 判旨賛成し難い。(一)租税の賦課に對する不服の訴に於いて、直接に自分に對する賦課が違法であることを主張するのでなく、他の者に對する課税が違法に輕くせられた結果自分に對する課税が重くなつたことを其の理由と爲し得べきや否やは既に甚だ疑はしい。私は租税の賦課に對する不服の理由としては、必ず自分に對する課税が課税標準の算定其他に付き違法であることを主張せねばならぬもので、他人に對する課税の不當に輕いことを以つては其の理由となし得ないものと信ずる。勿論戸數割のやうな分配税に在つては、或る一人に對する課税が輕きに過ぐれば、他の者に對する課税がそれだけ重くなることは當然であるが、併しそれは恰も町の他の収入が減少したとか支出が膨脹したとかいふのと同様の間接の原因であつて、直接には賦課處分を違法ならしむる理由となるものではない。他人に對する所得額の控除と自分に對する戸數割の賦課とは、全く別個の行政行為であるから、後者に對する不服の訴に於いて前者の違法なることを其の理由と爲し得べきものではない。

(二)書面を以つて自發的に申請を爲さない者に對し、地方税ニ關スル法律施行規則第二四條の所得額控除を爲すことが、果して違法であるや否やも甚だ疑はしい。役場吏員が各戸に就き調査し、口頭を以つて申請を爲さしめ、役場自身に於いてこれを書面に認めるのは、町民に取り甚だ親切なやり方であり、法律の趣意を徹底せしむるもので、これを違法なりとする理由は甚だ乏しいものと思はれる。

### 二七三 滞納市税免除契約の效力

○納税義務ハ法令ニ基カザル契約ヲ以テ之ヲ處分シ得ザルモノト解スベキガ故ニ紛争解決ノ爲メ爲サレタリト稱スル滞納市税免除ノ所謂紳士契約ハ有効ト認ムルヲ得ズ(一〇、一二、二四、行)。

S市の市税滞納處分として財産を差押へられたXが、これに對する不服の理由として、右滞納税金はX及び其の同志とS市との間に市制施行問題に關する紛争の有つた際、縣知事等の調停に依り示談が成立して、其の示談條件として書面には成るべく速に納付する旨記載したが、其の實は同市に於いて取立を爲さず時期を見て切捨つる旨の口頭に依る紳士契約を爲したものであると主張し、其の契約が有効であるとする理由として(イ)契約自由の原則に鑑みこれを無効とすべき理由は無い。(ロ)市制第一二八條第二項には市税を減免し得る旨を定めて居る。(ハ)原告は示談の成立まではS市の成立を否認し随つて又納税義務をも否認して居たものであるから、示談に依り納税義務を免除しても違法ではないと主張した。行政裁判所は其の主張を否定し、(イ)假りに斯かる契約が有つたとしてもそれは無効である。(ロ)市制第一二八條の所謂特別の事情とは専ら納税義務者の擔税力に付き判定すべきもので、本件の場合の如きはそれに該當しない。(ハ)市の成立は個人に於いて否認し得べきものではないと判定した。

(評釋) 判旨勿論正當で、市の課税權は法律に依つて與へられて居る市の公權であるから、市が任意の契約に依つてこれを拋棄し得べきものではないことは勿論である。特別の事情ある場合に限りこれを免除し得る旨の規定は、天災事變等に因り擔税力を喪失した場合のみを意味することも亦言ふまでもない。

## 第三章 滞納處分

### 二七四 租税に對し優先的效力を有する抵當權



——同一抵當權の繼續か新抵當權の設定か——

○從來ノ根抵當權登記ノ抹消登記ヲ爲シ更ニ根抵當權設定登記ヲ爲シタル場合ニ該根抵當權ト從來ノ根抵當權トガ夫々其ノ抵當權者、抵當權設定者ニ於テ異ナル所ナク而モ附記登記ヲ以テ取引期限ヲ延長シ得ベキ場合ナルニ拘ラズ從來ノ各根抵當權ヲ解除シ同時ニ設定シタルモノナルコトヲ認め得ベキ場合ニ於テハ國稅徵收法第三條ノ適用ニ關スル限り後ノ根抵當權ハ從來ノ根抵當權ノ繼續シタルモノト認ムルヲ相當トス。

連帶保證債務者ノ變更、擔保物件ノ追加及延滞利息ノ利率ノ變更アルモ之ガ爲根抵當權ノ同一性ヲ失ハシムルモノニ非ズ(一〇、一〇、一九、行)。

原告K銀行はX所有の不動産の上に、大正十一年設定の極度限七千圓の根抵當權及び大正十三年設定の極度限一萬五千圓の根抵當權を有し、取引期限満了の都度期限變更の附記登記を爲し、最後には兩者共昭和五年二月十五日を取引期限として登記して居たが、其の期限満了に際し從來の如く取引期限變更の附記登記を爲さんとしたが、所轄登記所に於いて、右は新なる根抵當權の設定であるから、從來の根抵當權を抹消し改めて根抵當權の設定を爲すべき旨主張し、これを固執した爲め、已むを得ず原告は右二箇の根抵當權につき、昭和五年十月三十日に取り引期限を昭和七年十月三十日とした根抵當權設定の登記を爲し、同時に從來の根抵當權解除に基づく抹消登記の手續を了した。然るに右抵當權附のX所有の不動産が大正十五年度乃至昭和五年年度の縣稅及市稅滯納處分として差押へられ且つ公賣に附せられた。其の公賣代金に付き抵當權者たるK銀行が優先權を有するや否やが本訴の争點である。

原告の主張は該根抵當權は外形上昭和五年に從來の抵當權が消滅して新な抵當權が設定せられたものの如くに登記せられて居るが、實質上は從來の抵當權の繼續であり、而して原告は公正證書、登記簿謄本及び登記所の消印ある各權利

證書を以つてこれを證明したのであるから、國稅徵收法第三條に所謂『抵當權ノ設定カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタル』ものに該當するといふに在つた。被告縣參事會はこれに對し(イ)一旦解除した抵當權は其の事由の如何を問はず消滅したもので、現存の抵當權は昭和五年に新に設定したものであるから、納期限の一ヶ年前に設定せられたものに該當しない。(ロ)從來の抵當權と新に設定せられた抵當權とは、其の債務者、擔保物件、延滞利息の率が何れも異なつて居る。債務者は前にはXの先代であり、Yが保證債務者であつたが、後にはXとXの妻との連帶債務となつて居り、Yは保證債務者ではなく、擔保物件も後にはXの妻の所有不動産が新に加へられて居り、延滞利息も前には百圓に付き一日四錢又は三錢五厘であつたのが、後には三錢となつて居り、それ等の點から見ても同一の抵當權の繼續とは見るを得ないと主張した。行政裁判所は原告の主張を容れ、國稅徵收法第三條の適用に關する限り、登記簿面の外形上の記載に拘らず、從來の抵當權の繼續と認むるを相當とし、隨つて原告K銀行は公賣代金に付き優先權を有するものと判定した。

(評釋) 本件は法律上の名義と經濟上の實質とが相齟齬して居る場合の一例で、而して判決は租稅法上は法律上の名義よりも經濟上の實質に重きを置くべきものとして居るのであつて、判旨正當であると思ふ。登記簿面に於いては前の抵當權が消滅して、新なる抵當權が設定せられたものとなつて居り、又新なる連帶債務者が増加し、擔保物件も加へられたとしても、銀行のXに對する關係に於いては、從來からの取引が繼續して居り、同じ極度限を以つて同じ財産の上に同一内容の根抵當權が設定せられたものである以上は、Xの財産上に於ける抵當權としては經濟上の實質に於いて同一權利の繼續と見るべきである。但し判決には『而モ附記登記ヲ以テ取引期限ヲ延長シ得ベキ場合ナルニ拘ラズ』と曰つて居るけれども、本件の場合のやうに新なる連帶義務者が増加し、從前の保證義務者は除かれ、又擔保物件が追加せらるる場合に、附記登記を以つて取引期限を延長し得るや否やは疑問で、所轄登記所で附記登記を拒絶し、新なる根抵



當權の設定として登記すべきことを固執したのも其の理由に基づいたものと思ふ。併し假りに登記法上は新なる根抵當權の設定として取扱ふことが正當であるとしても、租税法上は本件の如き場合は同一根抵當權の繼續として見るべきものであると考へる。

## 二七五 合資会社の納税義務に対する無限責任社員責任

○國稅徵收法第二十九條所定ノ要件ガ客觀的ニ存在スル場合ニハ直ニ會社ノ無限責任社員ニ就キ滯納處分ヲ爲スヲ妨ゲザルモノトス。

國稅徵收法第三條ニ所謂納税人トハ納税義務ヲ負擔スル者ノ義ニシテ主タル納税者ハ勿論第二次ノ納税義務者タル會社ノ無限責任社員ヲモ包含スルモノトス(二〇、七、一一、行)。

U酒造合資會社が酒造稅約十三萬圓を滯納したので、稅務署は會社の財産に對し滯納處分を行つたが、尙九萬餘圓不足するので其の不足額に對し更に會社の無限責任社員であるS所有の不動産を差押へた。Sは之に不服ありとして(イ)會社設立の當時Sは準禁治產者であつたから有效に無限責任社員となつたものではない。(ロ)假に無限責任社員であるとしても豫め通知せずして直ちに差押を爲したのは違法である。(ハ)國稅徵收法第三條に『納税人』とあるのは、酒造稅に付いて謂へば酒類を製造する者で、會社の無限責任社員は之に該當しない。隨つて原告の財産に付いては同條の適用なく、而して該差押不動産には十四萬圓の根抵當權附債權が設定せられて居り、而も不動産の時價は五萬圓に過ぎないから、之を公賣しても殘餘を得る見込なく、隨つて滯納處分の執行は中止せらるべきであり、此の點から謂つても其の差押は違法であると主張して、行政裁判所に出訴した。行政裁判所は(イ)準禁治產者でも會社の無限責任社員となり得ない理由はない。(ロ)國稅徵收法第二十九條には『會社ニ對シ滯納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會社財産ヲ以テ督促手數料延滯金、滯納處分費及税金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得』とあつて、豫め之を通

知することは要件となつて居らぬから、通知なくして直ちに滯納處分を行つても違法ではない。(ハ)國稅徵收法第三條の『納税人』とは主たる納税義務者ばかりではなく、第二次の納税義務者をも含むもので、無限責任社員は財産の上に根抵當權を有する者も、第三條の要件を備へた場合でなければ國稅に優先するものではないといひ、原告の請求を棄却した。

(評釋) (一)國稅徵收法第三條『納税人ノ財産上ニ質權又ハ根抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ根抵當權ノ設定ガ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價格ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ先取セザルモノトス』とある規定が、主たる納税義務者の財産に付いてのみならず、第二次の義務者である會社の無限責任社員は財産にも適用あることは疑を容れない所で、此の點に於いては判旨疑もなく正當である。(二)併しながら無限責任社員に對し豫め納税告知書を發せずして直ちに財産差押を爲し得るや否やは頗る疑はしい。同法第二十九條には判決に謂つて居る如く此の點に付き別段の定めを爲して居らぬけれども、同法第六條には『國稅ヲ徵收セムトスルコトハ收稅官吏又ハ市町村ハ納税人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ』とあり、又第十條には『左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納税者ノ財産ヲ差押フヘシ』とあつて、其の第一號には『納税者督促ヲ受テ其ノ指定ノ期限マデニ督促手數料、延滯金及税金ヲ完納セサルトキ』とある。此等の第六條又は第十條に所謂『納税人』又は『納税者』も第三條に於けると同様と第二次の納税義務者をも含むものと解すべきことは當然で、第二十九條だけを見ると或は直ちに滯納處分を爲し得るものやうに解せられないではないが、同條の意義は敢て會社の無限責任社員に限つて第六條及び第十條の適用を排除するものと解すべき理由は無い。凡て差押處分は義務者が其の義務を履行しない場合に始めて其の必要を生ずるのであつて、先づ納付を命じ其の命に從はない場合に始めて之を爲し得るものであることは當然の條理と認めねばならぬ。納付すべき金額及び納期日の通知も無く、突然不動産の差押を爲すことは、國稅徵收法第十條に違反



する不法の處分と見るべきであらうと思はれる。(三)國稅徵收法第三條の『國稅ノ納期限ヨリ一箇年前』とある所謂納期限の意義に付いても、判決には主たる納稅義務者に對する納期限が、第二次の納稅義務者に取つても等しく納期限であると解すべきことを當然の前提として居るのであるが、第二次の義務者は主たる義務者の財産を公賣して尙不足する場合に始めて納稅義務を生ずるのであつて、主たる義務者と同一の義務を負ふのではない。主たる義務者が或る期日までに租稅を納付すべき義務を負うてゐたとしても、第二次の義務者は同じ期日に納付義務を負ふものではないのであるから、主たる義務者に取つての納期日は第二次義務者に取つての納期日ではなく、第二次義務者に對しては主たる義務者の財産を處分して尙不足であることが明白となつた後、改めて別に納期日を定め其の不足額の納付を命じなければならぬものと信ぜられる。而して第二次義務者の財産に關する國稅徵收法第三條の適用に付いては、其の別に定められた納期日を起算點とし、其の時より一箇年前に設定せられた質權又は抵當權は國稅に優先するものと解するのが正當と信ぜられる。原告は此の點を主張せず、隨つて判決にも此の點に付いて全く言及する所の無いのは遺憾である。

二七六 差押吏員たる證票の提示と差押の效力

○國稅徵收法第十一條ハ滞納處分ノ有效條件ヲ定メタルモノニ非ズ(一〇、一〇、一五、行)。

村稅滞納處分に對する不服の訴に於いて、原告は其の理由の一として、其の差押を爲した吏員に對し、差押吏員たる證票を所持せるやを糺したのに、同人はこれを所持しない旨を答へ、其の證票を示さずして差押を爲したのであるから其の差押は無効であると主張した。行政裁判所は(イ)該吏員が差押を爲すに當り證票の提示を求められ其の提示を拒んだと認むべき證據は無い。(ロ)同人は財産差押吏員の證票を交付せられて居たものであることは證據に依り明白である。(ハ)證票を示すことは差押の有効要件ではないと曰ひ、其の主張を排斥した。

(評釋) 國稅徵收法第一一條には『收稅官吏滞納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證

票ヲ示スヘシ』とあり、若し其の證票を示さなければ、當事者は差押の執行を拒否し得べきもので、これに對する抵抗は公務執行抗拒罪を構成することなく、正當防衛に該當する。即ち證票の提示は適法に其の權限を行使し得る要件たるものである。けれども當事者がこれに抵抗せず、差押處分が平穩に行はれたならば、正當の權限ある吏員がこれを執行したものである限り、其の差押は有效なることを失はない。即ち證票の提示は、當事者に對し差押を受忍せしむる爲めの要件ではあるが、差押處分それ自身の有効要件ではない。此の意義に於いて判旨正當である。尙先例に付いては大系下卷六九二頁參照。

二七七 差押調書の記載の方式

○財産差押執行吏員ノ作成シタル差押調書ハ其ノ資格ノ記載ナキモ適法ナリ(一〇、一〇、一五、行)。

村の書記何某が村長の命を受けて村稅滞納處分を行つたが、其の差押調書に署名するに當り、單に村書記何某とのみ書し、村長の代理たる旨を記載しなかつた。これを違法とする訴に對し、行政裁判所は村長の命を受けたものである以上、其の旨を記載しなくとも、差押調書は違法ではないと判定した。

(評釋) 先例も有り(大系下卷六九五頁)、判旨正當なこと疑を容れぬ。

二七八 徴收猶豫の同意と滞納處分

○滞納處分ノ引繼照會ヲ受ケタル稅務署長ノ法令ニ基カザル徴收猶豫ノ同意ハ納稅地稅務署長ノ徴稅權ノ行使ニ何等ノ影響ヲ及ボスベキモノニ非ズ(一〇、三、五、行)。

岩手縣に試掘鑛業權を有するXが鑛區稅を滞納したので、同縣の花卷稅務署長は昭和八年二月にXの鑛業權を差押へ更に其後の滞納金に付き八年九月に東京市の四谷稅務署に滞納處分の引繼照會を爲し、同月差押中の鑛業權を公賣處分に付した。之に對しXは四谷稅務署長は八年十月十日まで納付方猶豫の同意を與へたのであるから、それに先つて公賣



處分を行つたのは違法であるとして、行政訴訟を提起したが、行政裁判所は四谷税務署長がさういふ同意を與へたことの證據が無いのみならず、假りに同意を與へたとしても何等法律上の效力の無いもので、花巻税務署長の職權に何等の影響を及ぼすものではないと判示し、訴を棄却した。

(評釋) 判旨勿論當然である。徵收猶豫の同意が與へられたとしても、それは何等の效力の無いものであるのみならず、原告の主張する事實に依つても、四谷税務署長が徵收猶豫に同意したのは、花巻税務署長が差押處分を行つた鑛區税よりは後の納期に屬するもので、それが其の公賣處分に影響するものでないことは勿論である。

二七九 滞納處分の中止

○執行中ノ差押ヲ解除スルモ納稅義務者ノ差押フベキ財産ノ價格ニシテ督促手数料延滞金及滞納處分費等ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキ爲國稅徵收法第十二條ニ依リ滞納處分ノ執行ヲ止メタルモノニ非ザルトキハ同法第三十一條ニ所謂滞納處分ノ中止ニ該當セスト解スルヲ相當トス(一〇、二二、二四、行)。

市税滞納處分に對する不服の訴の理由として、原告は本件滞納税金は同市の成立の際原告は同志と共に市制の施行に反對して市の成立を否認し紛争を續けて居た當時の滞納金で、其の後示談が成立して其の示談條件として成るべく速に納付する旨を約したので、當時既に滞納處分として財産差押中であつたが、市は其の差押を解除し滞納處分を中止したものであるから、國稅徵收法第三一條に依り納稅義務は消滅したものであると主張したが、行政裁判所は其の主張を否定し、國稅徵收法第三一條に滞納處分を中止すれば納稅義務が消滅する旨の規定は、唯同法第一二條に依り滞納處分の執行を止めた場合のみを指すもので、差押を解除した一切の場合を指すものではないと爲し、其の訴を棄却した。

(評釋) 判旨勿論正當で、市が一旦財産を差押へた後其の差押を解除したとしても、それは納稅者が任意の納付を申出でた爲め、又は其の他事務の都合に因る爲めで、國稅徵收法第一二條に依り差押の費用を償うて餘りあるだけの財産

の無い爲めに執行を中止した場合でなければ、納稅義務の消滅を來すものでないことは當然である。

二八〇 不當に低廉なる公賣價格の違法性

○町稅滞納者ノ財産ヲ公賣スルニ方リ特別ノ事情ナキ限りハ公賣執行者ノ評定シタル財産ノ價格ガ著シク低廉ニシテ且同ジク低廉ナル價格ヲ以テ公賣シタルトキハ違法ニ滞納者ノ權利ヲ侵害シタルモノトス(一〇、五、三〇、行)。

町稅滞納處分として、町長は滞納者所有の原野一町五反餘を差押へ、これを公賣に附したが、其の公賣に當り、町長は該土地を七五〇圓(二反歩五〇圓未滿)に評價し、七五五圓で公賣した。これに對し被處分者から該土地の價格は一六六五圓(二反歩一〇圓)以上であり、公賣價格が不當に低廉であるとして訴願を爲したが、容れられないので更に行政訴訟を提起した。行政裁判所は原告の主張を容れ、右の公賣價格は低廉に失し『裁量權ノ範圍ヲ逸脱シタル違法ノ所爲』であると爲し、右公賣處分及びこれを是認した原裁決を取消す旨を判定した。

(評釋) 先例には、公賣價格は收稅廳の自由裁量に依るもので、低廉に評價し落札しても違法ではないとした例がある(大系上巻二〇五、六頁)。本件判旨は特に判例を變更する旨を明示して居らぬけれども、此の趣旨を改めたもので、而して其の變更は正當である。公賣處分は權力を以つて滞納者の財産を處分する行爲であるから、成るべく滞納者の利益の爲めにならねばならぬもので、法律の別段の規定は無くとも、公賣執行者は相當の價格でなければ公賣してはならぬ法律上の當然の拘束を受くるものである。

— 完 —



昭和十一年七月三日印刷  
昭和十一年七月七日發行

昭和十一年公法判例評釋  
定價金貳圓八拾錢

著者 美濃部達吉

發行者 江草重忠  
東京市神田區錦保町二丁目十七番地

印刷者 龜谷良一  
東京市本郷區眞砂町三十六番地



發行所  
賣捌所

東京市神田區錦保町二丁目十七番地  
電話九〇三〇  
東京市本郷區眞砂町八〇番地

有斐閣本郷支



印刷所 日東印刷株式會社



# 美濃部博士著述目錄

行政法撮要	行政法撮要	評公法判例大系	評公法判例大系	昭八年度公法判例評釋	昭九年度公法判例評釋	昭十年度公法判例評釋	米國憲法の由來及特質
總上論卷	各下論卷	上卷	下卷	全一冊	全一冊	全一冊	全一冊
送料内地金四圓	送料内地金貳拾貳錢	上製金四圓八拾錢 送料内地金貳拾貳錢	上製金四圓八拾錢 送料内地金貳拾貳錢	送假綴内地金十四錢	送假綴内地金十四錢	送假綴内地金十四錢	送假綴内地金拾貳錢

# 有斐閣刊行書目

— 政治・法律 —

中田 薫編	矢作榮藏編	牧野英一編	河津 暹編	鳩山秀夫編	杉山直治郎編	國家學會編	美濃部達吉編	田中耕太郎編	神川彦松編	穂積重遠編	菊井維大編	杉村章三郎編	横田喜三郎編
宮崎(道三郎)教授 在職二十五年記念	和田(三三)教授 在職二十五年記念	種(陳重)先生 在職二十五年記念	金井(延)教授 在職二十五年記念	土方(等)教授 在職二十五年記念	富井(政憲)先生 還曆祝賀	國家學會創立 三十年記念	岡野先生教授在職 二十五年祝賀記念	松渡(仁一)先生 還曆祝賀	山田(三良)教授 還曆祝賀	春木(二郎)先生 還曆祝賀	加藤(正治)先生 還曆祝賀	實(克彦)教授 還曆祝賀	立(作太郎)教授 還曆祝賀
經濟論叢集	最近社會政策	私法論集	法律論文集	明治憲政經濟史論	商法論文選第一輯	還曆祝賀論文集	還曆祝賀論文集	還曆祝賀論文集	還曆祝賀論文集	還曆祝賀論文集	還曆祝賀論文集	還曆祝賀論文集	國際法論文集
布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊	布裝刊
二〇〇〇	二七五	三〇〇	三〇〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇



目書行刊閣斐有

— 律法・治政 —

神川彦松編	立(作太郎)教授	外交史論文集	三・八〇
法學協會編	法學協會五十年	紀念論文集	二・〇〇
法學協會編	法學協會五十年	紀念論文集	二・〇〇
宮澤俊義編	美濃部教授	公法學の諸問題	一・〇〇
森 莊三郎編	河津(通)教授	經濟學の諸問題	一・〇〇
小野清一郎著	法理學と「文化」の概念		三・〇〇
メツガハ原著	法律哲學		二・〇〇
三瀨信三著	獨逸法律類語異同辨		二・〇〇
三瀨信三著	獨逸法律類語異同辨		二・〇〇
孫田秀春著	訂再世近	法學通論	一・〇〇
德積陳重著	祖先祭祀	日本法律話	一・〇〇
德積陳重編	窓	夜	三・〇〇
德積陳重編	窓	夜	三・〇〇
德積陳重編	窓	夜	三・〇〇

目書行刊閣斐有

— 律法・治政 —

瀧川政次郎著	日 本 法 制 史	五・〇〇
瀧川政次郎編	古 文 書 類 纂	八・〇〇
牧野英一著	法律學(1) 刑法と社會思潮	三・八〇
牧野英一著	法律學(2) 行爲の違法、不作爲の違法性	二・〇〇
牧野英一著	法律學(3) 現代の文化と法律	四・〇〇
牧野英一著	法律學(4) 罪刑法定主義と犯罪徵表説	二・〇〇
牧野英一著	法律學(5) 於ける 矛盾と調和	一・三〇
牧野英一著	法律學(6) 刑法研究 (第一卷)	三・〇〇
牧野英一著	法律學(7) 刑事學の新思潮と新刑法	四・〇〇
牧野英一著	法律學(8) 於ける 正義と公平	三・〇〇
牧野英一著	法律學(9) 刑法研究 (第二卷)	四・〇〇
山本 龜一著	法律學(10) 法律・裁判及實生活	二・七〇
小野清一郎著	法律學(11) 犯罪の時及び所	二・〇〇
平野義太郎著	法律學(12) 民法に於けるローマ思想とゲルマン思想	四・五〇



目書行刊閣斐有

— 律法・治政 —

牧野英一著	法律學(13)	民法の基本問題(第一編)	布菊裝判	四・五〇
牧野英一著	法律學(14)	民法の進化と進歩	布菊裝判	二・五〇
牧野英一著	法律學(15)	意識的と無意識的	布菊裝判	三・三〇
小町谷操三著	法律學(16)	貨幣價値の變動と契約	布菊裝判	二・五〇
牧野英一著	法律學(17)	民法の基本問題(第二編)	布菊裝判	三・五〇
牧野英一著	法律學(18)	民法の具體的妥當性	布菊裝判	四・三〇
牧野英一著	法律學(19)	生の法律と理の法律	布菊裝判	三・五〇
牧野英一著	法律學(20)	刑法研究(第三卷)	布菊裝判	四・三〇
牧野英一著	法律學(21)	刑法と生存權	布菊裝判	三・三〇
正木亮著	法律學(22)	行刑上の諸問題	布菊裝判	二・四〇
牧野英一著	法律學(23)	刑法に於ける	布菊裝判	三・五〇
牧野英一著	法律學(24)	民法の基本問題(第三編)	布菊裝判	四・三〇
牧野英一著	法律學(25)	民法に於ける	布菊裝判	三・五〇
牧野英一著	法律學(26)	法治國思想の展開	布菊裝判	四・三〇

目書行刊閣斐有

— 律法・治政 —

牧野英一著	法律學(27)	刑法研究(第四卷)	布菊裝判	三・五〇
木村龜二著	法律學(28)	刑事政策の諸問題	布菊裝判	四・三〇
武藤文雄著	法律學(29)	刑法に於ける概念の規範的構成	布菊裝判	二・五〇
牧野英一著	法律學(30)	刑法に於ける倫理と技術	布菊裝判	三・三〇
牧野英一著	法律學(31)	刑法に於ける文化と價値	布菊裝判	二・四〇
牧野英一著	法律學(32)	刑法研究(第五卷)	布菊裝判	四・三〇
牧野英一著	法律學(33)	民法の基本問題(第四編)	布菊裝判	四・三〇
牧野英一著	法律學(34)	民法に於ける	布菊裝判	四・三〇
佐藤丑次郎著	政治學	政治學	布菊裝判	四・三〇
市村光憲譯註	政治學	政治學	布菊裝判	四・三〇
森口繁治著	政治學	政治學	布菊裝判	四・三〇
高橋清吾著	政治學	政治學	布菊裝判	五・三〇
高橋清吾著	政治學	政治學	布菊裝判	二・五〇
高橋清吾著	政治學	政治學	布菊裝判	二・五〇



有斐閣刊書目

— 政治・法律 —

吉原隆次著	吉原隆次著	吉原隆次著	星四郎著	水谷嘉吉著	杉村章三郎著	織田萬著	美濃部達吉著	美濃部達吉著	美濃部達吉著	美濃部達吉著	美濃部達吉著	美濃部達吉著	中野登美雄著
實用新案法・意匠法詳論	商標法詳論	日本漁業法註解并二判例	日本鑛業法論	日本租稅法論	日本行政法原理解	公用收用法原理解	九年公法判例評釋	八年公法判例評釋	八年公法判例評釋	八年公法判例評釋	八年公法判例評釋	行政法撮要	行政法撮要
布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判
三・八 二・〇	三・〇 一・〇	三・八 一・八	二・八 一・四	八・〇 二・〇	四・〇 二・〇	五・八 三・〇	三・三 一・〇	一・四 〇・〇	一・五 〇・〇	一・五 〇・〇	二・八 〇・〇	四・六 二・〇	六・五 二・〇

有斐閣刊書目

— 政治・法律 —

穂積八束著	佐藤丑次郎著	上杉慎吉著	山之内一郎著	工藤武重著	工藤武重著	工藤武重著	高木八尺著	高木八尺・松木重治講	新渡戸稻造著	美濃部達吉著	戸澤鐵彦著	田村德治著	原田 鋼著
憲法補正	帝國憲法講義	新憲法論	歐洲新憲法論	訂明政治史	大正憲政史	帝國議會史綱	米國政治史序說	米國政治史序說	米國建國史要	米國憲法の由來及特質	政治學史講義	國際主義	主權概念の歴史及再構成
布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	布裝判	紙裝判	紙裝判	布裝判	布裝判	布裝判
四・三 二・〇	二・八 一・〇	四・〇 一・五	二・五 〇・〇	八・〇 三・〇	各 四・七	一・〇 〇・〇	四・〇 〇・〇	一・〇 〇・〇	一・〇 〇・〇	一・〇 〇・〇	二・〇 〇・〇	一・七 〇・四	六・〇 二・〇



有斐閣刊書目

— 政治・法律 —

有斐閣編	有斐閣編	有斐閣編	山田三良著	山田三良著	山名壽三著	山名壽三著	山名壽三著	山名壽三著	安達堅造著	山名壽三著	橫田喜三郎著	橫田喜三郎著	谷原義一著	柳井義男著
正改地	正改地	帝	國	國	航	航	航	航	國	國	國	國	教	活動寫眞の保護と取締
方	議院議員選舉法	憲	國際私法	國際私法	航空法	航空法	航空法	航空法	國際航空公法の研究	國際判例研究(第一卷)	國際判例研究(第一卷)	國際判例研究(第一卷)	行政法	
制	法	法	法	法	論	論	論	論	論	論	論	論	論	論
(及關係諸法令)	(及關係諸法令)	(及關係諸法令)	(第三分册)	(第二分册)	(第三卷)	(第二卷)	(第一卷)	(第一卷)	(第一卷)	(第一卷)	(第一卷)	(第一卷)	(第一卷)	(第一卷)
紙袖裝	紙袖裝	紙袖裝	紙袖裝	紙袖裝	布裝	布裝	布裝	布裝	紙四裝	布裝	布裝	布裝	布四裝	布裝
〇五〇	〇三〇	〇四〇	〇九〇	〇六〇	〇八〇	〇七〇	〇五〇	〇五〇	〇三〇	〇三〇	〇三〇	〇三〇	〇二〇	〇一〇





法政第一課  
31.2.24  
印書局







